災害と家族

北原糸子*

はじめに

明治三陸津波（1896）と昭和三陸津波（1933）の二度にわたる大被害を受けて，沿岸地域の村や町はどのように立ち直って行ったのか，その過程を具体的に追跡し，そこに作用していた復興の論理とはどのようなものであったのかを検出するのが本稿の目的である。

さて，ここに言う復興の論理とはどのような内容を指すのかを先ず明らかにして置かねばならない。

一般に自然災害と呼ばれるものは地震とか津波と言った外力の規模の大きさで災害の規模を一応は測定できる。また，社会が受けた被害の総量は数値に換算できる死傷者，家屋倒壊数，耕地被害面積などでこれまた一応の把握は可能である。そこで，これらをもって災害を等級化することもできよう。そこから，逆にどのような条件下においてどのような災害が起こりうるのかを予測し，防災科学に役立てようという発想が生まれるのも当然の事であろう。そうした傾向を代表する最近の新しい研究として，河田恵昭氏の仕事を挙げることが出来る。氏は「比較自然災害論序説」＜＊1＞において，都市に起きた災害が歴史を通じて極めて甚大な打撃をもたらしたことから，被害が甚大化する要因が人口密度の大小にあることを挙げ，巨大都市災害発生の予測への科学的筋道を立てようとされた。さて，被害を受けた社会がどのようにして立ち直るのかについても，そうした予測を立てることができれば，防災への取り組みの方向はより具体性を増したものとなるはずである。それには単に防災の技術レベルに留まらない，復興過程で個々の人間がどのように立ち働くのかをも視野に収めねばならない。とすれば，各々の社会を成り立たせている固有の価値観までを見通した分析が必要となる。私はこれを災害社会史と呼ぶが，いままでの所，わが国において，災害史は存在しても，災害という異常事態から通常の社会的日常を回復するまでの社会の総過程を具体的な災害に即して分析した仕事はそれほど多くはない。その理由の一つは，災害史が量的把握をもって災害を史的に位置づけて行くのに比し，個々の時代に応じた社会構造を踏まえて社会回復の総過程を分析することは，一人の人間のなしうる領域を超えているからであろう。とすれば，当面何を成すべきか。

先ず，個別の分析を数多く蓄積することであろう。そして，個々の成果を貫いて見えてくるであろう災害に際しての社会的対応の共通性と異質性を摘出し，わが国における災害と社会の関わり方のあり様を明らかにすることではないかと考える。これを，「災害文化」研究と呼ぶことにしてもよい。

さて，本稿では，表題を「災害と家族」と定めた。明治三陸津波で壊滅的打撃を受けた村が37年を経て，再び昭和三陸津波による被害を蒙った。人の世代で言えばようやく一世代を経過した時期，すなわち，出生，成長，結婚，出産といったライフ・サイクルの半ばを経過した時点で再び同じ災害に遭遇したのである。この二度にわたる災害を克服する過程は，家族の再形成史おいてもっともよく把

*東洋大学社会学部非常勤講師

握できると考えたからである。もっとも，わが国の近代家族の場合，三陸沿岸においては津波の被害もさる事ながら，日清，日露，第一次大戦，満州事変，日中戦争，太平洋戦争といった戦争による出征兵士の問題が与えた影響は決して小さくはない。事実昭和三陸津波の前年に勃発した満州事変に出征中であって，それがために家族の中で只一人津波による流死を免れ，現在にいたる家系を伝えるという例も聞いている。したがって，純粋に自然災害による影響だけを家族構成のレベルで抽出することは不可能であるし，また正しくもないだろう。しかし，満州事変による出征は，赤崎村の場合，8名の出征，このうち罹災戸は4戸であるから，全体の動向を左右するほどには至っていない。また，昭和三陸津波の場合は復興資金が日中戦争開始への動きに伴い充分には配慮されなかった経緯もある。しかし，家族の歴史を単純に外在的要因に結び付けて考えることには問題がある。災害の有無に拘らず，人の生死の間には病気，事故（明治期の三陸漁村では溺死など）などにより個人レベルの厄災がもたらされる。これらを包み込んで家族構成は一定の周期を辿る。こうした点を考慮すれば，家族構成については，災害・戦争などの外在的要因による影響と，人の一生に普遍的に想定される出産・結婚・病気などの内在的要因による変化・変貌を分別して考えることの方法的難しさも予測できる。本稿は，明治29年（1896）の津波災害を家族史レベルで検証することに終わるが，引き続いて分析を予定している昭和三陸津波の場合には，これらの問題を視野に入れて災害と家族を考察す際の方法的問題の提示をしたいと考えている。分析対象を，岩手県気仙郡赤崎村(現大船渡市赤崎町)に求めた。

Ⅰ　赤崎村における明治・昭和三陸津波被害

表-1は，赤崎村における明治・昭和両度の津波の被害比較である。昭和三陸津波の後農林省防潮林調査班による各村巡回調査に際して作成されたものである。これによって，明治・昭和三陸津波の赤崎村の部落毎の被害の把握が概ね可能である。なお，赤崎村には表-1に挙げた部落の他，堂ケ崎，外口，小浜の小字があるが，堂ケ崎において2戸の家屋が流された他は人的被害はなかった。表-1のもとになる資料には部落の人口・戸数が記されていない。後述するように別の資料によって当時の人口・戸数を補うことはできるが，表-1は昭和8年（1933）時の調査として一つの完結性をもっており，これを尊重した。

さて，表-1によれば，人的被害は，死者に限っても昭和三陸津波の場合を100とすると，明治三陸津波の死者は564となり，約5.6倍の被害を出した。家屋の被害では約2倍，耕地の被害では，面積・被害額とも約4倍となっている。なお，明治三陸津波の被害額の数値は，この耕地面積の被害額の算出例から推して，昭和8年当時の物価に引き直して算出されたものと判断される。水産関係の被害のみは明治期の方が低く，昭和期の約半分の額である。この二つの津波被害を比較して指摘できるのは，人的被害，家屋・耕地など時代を通じて人間の社会生活の基本的条件は明治の場合，各々5.6倍，2.1倍，4.2倍と昭和三陸津波を上回るが，被害総計額では明治期が昭和期の1.2倍にしか達していないことである。これは，昭和期には水産関係施設，道路などの交通施設，その他の社会資本の一定度の蓄積が成されており，それらが津波によって打撃を受けたため昭和三陸津波の被害総額を押し上げた結果であることが明らかとなる。この間の約40年の社会的進歩を示唆していると言えよう。本稿では災害と社会資本の関係については分析を行わないが，人的被害のあり方も社会資本の充実度と密接に関係していることは言うまでもない。

表－1　赤崎村海嘯災害調（昭和8年7月6日）

部落別	死者	家屋					耕地		水産被害額	被害総計額*
		流失	全潰	半潰	浸水	被害額	被害面積	被害額		
	人	棟	棟	棟	棟	千円	町	千円	千円	千円
宿（M29）	68	30	10	5	8	26.5	60	60	20	201.5
（S8）	1	26	1	1	5	16.5	30	30	35	192.5
生形	41	30	15	4	5	27.0	12	12	15	101.0
	2	7	3	3	6	9.5	6	6	20	115.5
山口	32	20	10	5	3	19.0	4	4	5	84.0
		4	3	3	7	8.5	2	2	10	49.5
永浜	68	30	15	5	9	29.5	10	10	10	115.5
	10	12	10	11	7	20.0	5	5	30	89.0
清水	35	30	15	5	3	26.5	4	4	20	93.0
	12	12	2	2	6	11.0	2	2	40	77.0
上蛸浦	44	20	15	5	3	21.5	4	4	25	108.0
	16	12	1	3	4	10.0	2	2	50	93.0
下蛸浦	41	20	15	8	5	24.0	6	6	25	104.5
	19	9	7	8	6	15.0	3	3	50	95.0
長崎	50	20	15	8	3	23.0	2	2	10	79.0
	1	2			3	2.5	1	1	20	46.0
合足	78	13	2			7.5	12	12	7	96.5
	20	8			1	4.5	6	6	15	63.5
合計（M29	457	213	112	45	39	204.5	114	114	137	983.0
指数	(564)	(232)	(419)	(145)	(87)	(210)	(422)	(422)	(51)	(120)
（S8	81	92	27	31	45	97.5	27	27	270	821
指数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

○出典「津波災害調」（大船渡市立博物館蔵「赤崎村役場文書」）

＊被害総計はこの他，交通，農村，林業，その他の項目の被害額を総計した額である。それらの項目はここでは省略した。被害総体の比較を行うために上記項目のみを表示した。

Ⅱ　赤崎村各部落の被害

1）被害と立地条件

各部落毎の被害の絶対数は既に示した表-1によって把握できる。大船渡東湾に面する各部落の立地は，山奈宗真の調査によれば下図のごとくである＜図－1～図－8＞。山奈の調査による各部落の被害は表-2のようになる＜＊2＞。表-1と表-2の死亡者数に著しい差がある理由は，断定はできないものの，表-1の死亡者数が行方不明者を含めているのに対し，山奈宗真の調査時点明治29年（1896）7月は行方不明者を死者として処置する社会的状況になかったと想像される。山奈の調査による当時の人口・戸数の数値は有用であるのでこれを被害率算定の基準値とすることにしたい。表-2に，先の表-1の行方不明者を含む死者数を入れ，人的被害に限った部落毎の被災率を算出した。山奈による各村の図と打ち上げ浪，浪走りの距離，これに被害の最大のシンボルである各部落の死者数（＝犠牲者）を重ね合わせると，外洋に向いた長崎，合足で打ち上げ浪が高く，浪が打ち寄せ陸地に入った距離はそれぞれ地形に応じて異なることは歴然としている。中でも際立つのは合足への浪走りの距離である。この結果は，合足での他の部落を抜きん出た1戸当り6人という犠牲者の数となって現れている。

2）明治三陸津波の赤崎村行政文書について

赤崎村には，明治・昭和の両三陸津波の極めて貴重な行政文書が残されている＜＊3＞。明治のものは数少ないが，その中には各家の被害状況調査と生存者名簿が残されている。本稿ではこの＜赤崎村被害状況調査＞（以下Aデータと称する＞を基礎データとし，これに「海嘯罹災生存者名簿」（以下Bデータと称する）を付加し，各家の犠牲者と残された家族の員数を算出した。A，Bの各々のデータがどれだけ網羅的であるかを判定するために，先の表-1，表-2の結果との比較を行った。そのまえに，A，Bの史料の内容を具体的に示し，各々の史料の性格の違いを示しておく。

図－3永浜部落図で，山奈は小松仁右衛門家が家の周りに防潮林を巡らしていたため家族の流死が少なかったことを指摘している。同家の被害状況について，Aデータには次のように記されている。

「小松仁右衛門

一、居家	一二・五		
	五・五	破	
一、厩	一一・五		
	三・〇	流	
一、網長屋	三・〇		
	二・〇	流	
一、網長屋	二・〇		
	一・五	流	
一、納屋	八・〇		
	三・五	流	
一、死亡	女一人	発見ス	
一、馬　牡	一頭	斃	
一、船　三間	一艘	流	
一、農具雑具	十		
一、籾　大	二石		
一、麦　大	二石		
一、稗	ナシ		」

他の事例では，ここに挙げたような項目以外の被害が在った場合は現金等にいたるまで細かく記されたいる。なお，家屋の右横の漢数字は建物の間数を表す。この史料は，救援物資の配分などの台帳であったと思われる。

Bデータでは，同家の記録は以下のようである。

「百三拾六番戸　　漁業

＊　　　　戸主　小松仁右衛門

　　　　　母　キセ　　五十九年

　　　　　妻　リセ　　四十三年三月

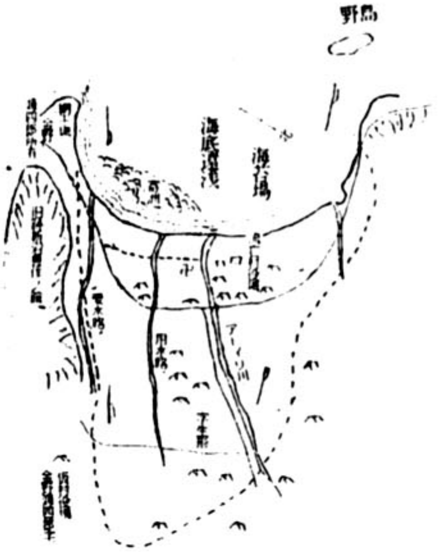

図－１　赤崎村宿・生形部落

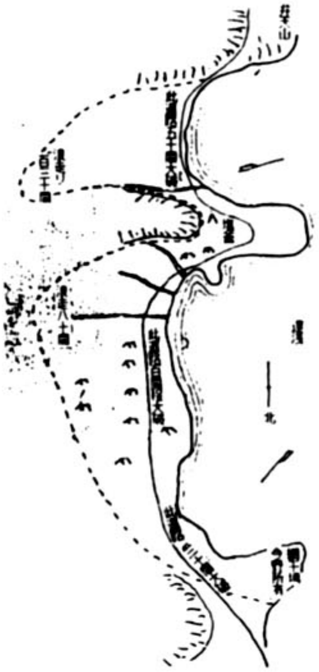

図－２　赤崎村山口部落

出典（第１図～第９図）
山奈宗真「大海嘯取調書」『東北大学工学部津波防災実験所研究報告』第５号（1988）　pp.307－311

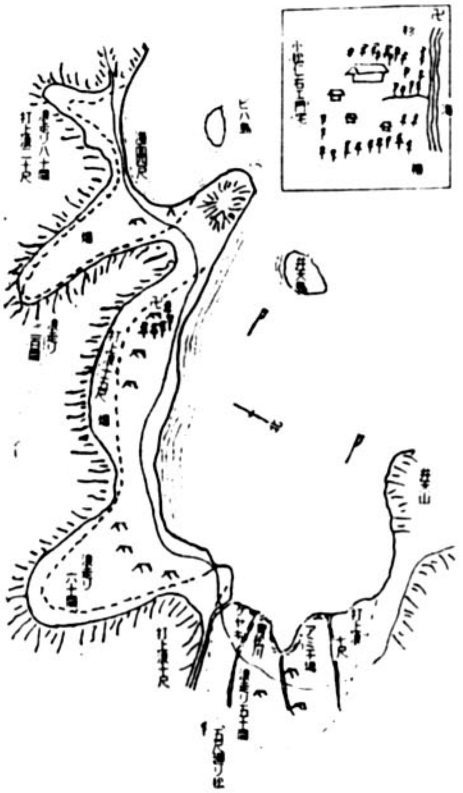

図－３　赤崎村永浜部落

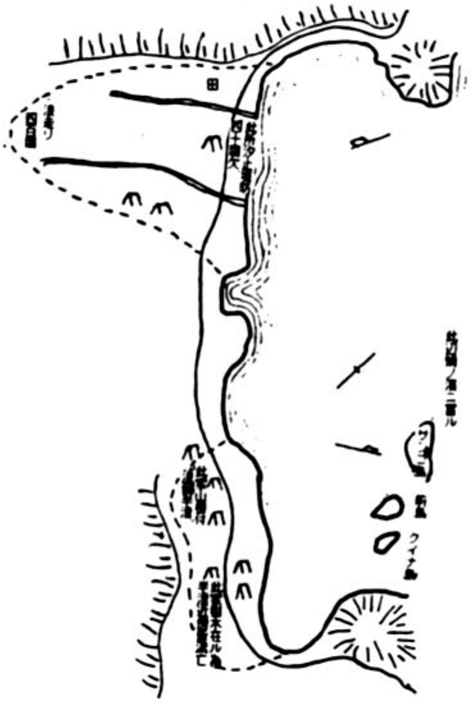

図－４　赤崎村清水部落

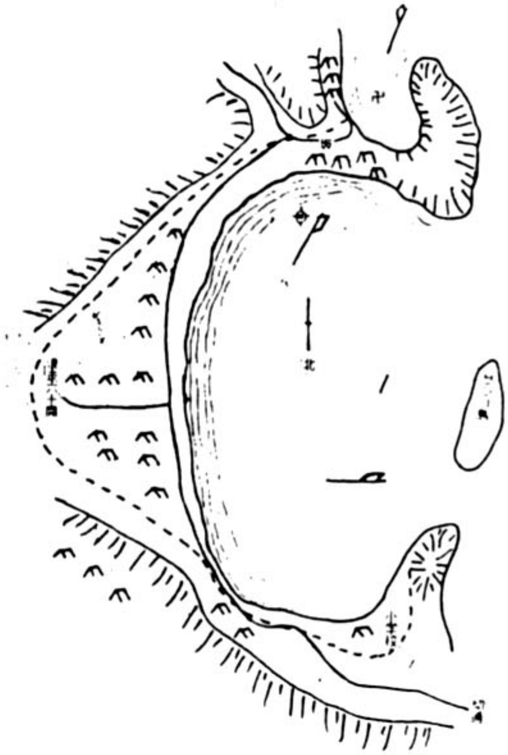

図－5　赤崎村上蛸浦部落

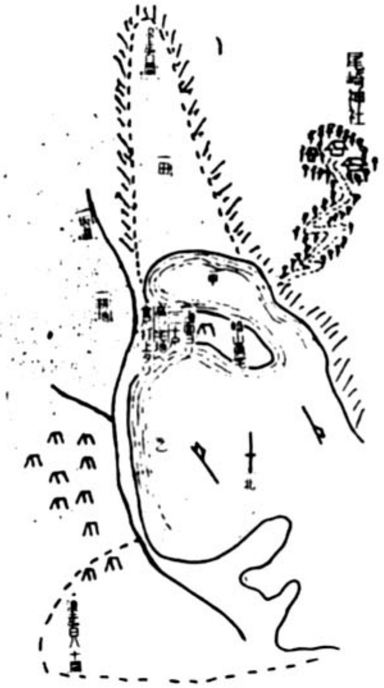

図－6　赤崎村下蛸浦部落

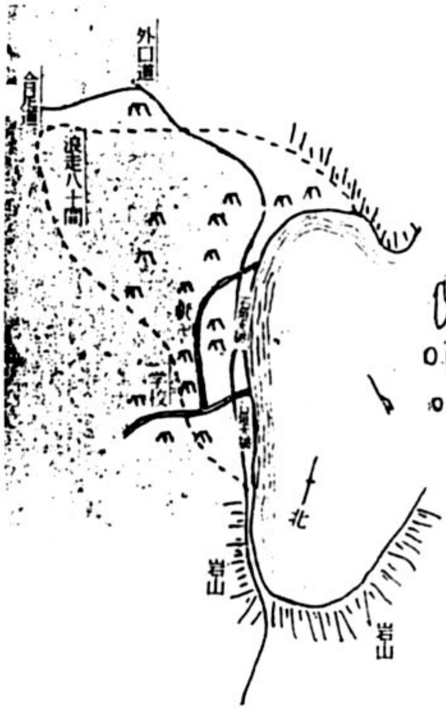

図－7　赤崎村長崎部落

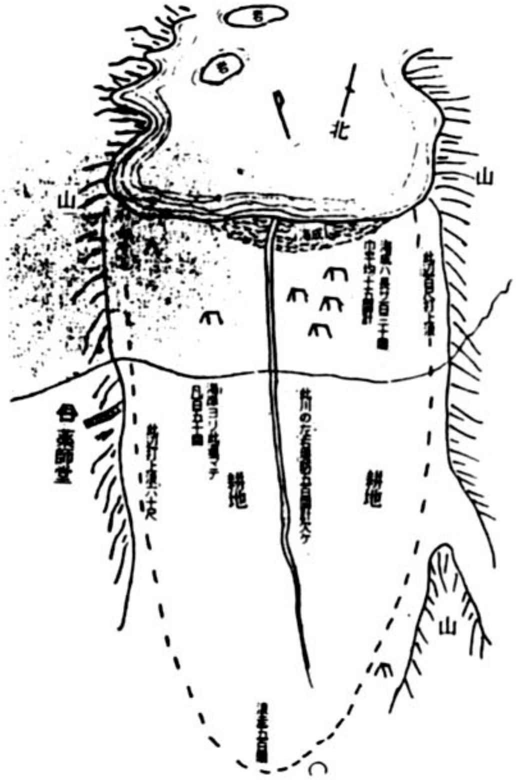

図－8　赤崎村合足部落

表－2　山奈宗真調査に基づく被害（明治29年7月6日～）

部落名	死者数（A）	戸数（B）	人口（C）	1戸当り平均人口C/B	死者数（D）*	被災率 D/B	打上浪	浪走り
	人	戸	人		人		m	m
宿	52	43	301	7.8	68	1.6	6	470
生形	31	50	443	8.9	41	0.8	6	470
山口	32	40	243	6.1	32	0.8	6	144～180
永浜	32	35	351	10.0	68	1.9	3～7.5	54～360
清水	35	18	166	9.2	35	1.9	4.5	720
上蛸浦	46	30	228	7.6	44	1.5	9	108
下〃	36	34	239	7.0	41	1.2	5.4	180～324
長崎	51	44	390	8.9	50	1.1	21	144
合足	76	13	129	9.9	78	6.0	30	900
合計	391	307	2,490	8.1	457	1.5		

出典　山奈宗真「大海嘯取調書」『東北大学工学部津波防災実験所研究報告』第5号（1988）
＊　第1表の死者数を導入

長男　文治郎　十四年十月
三女　ナホヘ　十三年二月
二男　文七　七年五月
三男　長四郎　五年十月
四女　トメノ　二年十一月
四男　留之助　九月
弟　三太郎　三十七年六月
弟妻　スヘ　三十四年四月
姪　ミハツ　十四年四月
姪　ハチヨ　十一年三月
姪　クノ　九年十一月
姪　フクノ　三年九月
（朱）　死亡　女一人
＊（朱・欄外）

半潰
一、食料
一、小屋掛料
一、救助金及被服家具料」

Bデータは，家族内生存者名を列記し，朱書きで死者の人数を示し，併せて各家が受ける救済内容を記している。小松仁右衛門家の場合，あるいは二女が波に奪われたのかも知れない。また，Aデータには記入のない各家の部落名もBデータでは判別可能であり，部落毎の被害戸の集計が可能である。作成された時期は史料に記入されていないが，津波罹災後緊急の救済が成された時点であろうと推察される。上に示したようにこれら二つのデータを重ねることによって津波罹災後の家族がどの様な変化を蒙ったかに限らず，津波前の家族の構成もある程度までは推定可能であり，明治中期の三陸漁村の家族の復元も不可能ではない。それはさておき，この二つのデータに問題がないわけではない。Aデータの総件数は260であるが，Bデータの件数は174である。Aデータのうち死者・行方不明者が出たにもかかわらず，Bデータに見られないものが36件ある。したがって，Bデータが赤崎村の死者の出た家すべてを網羅したものではないということになる。死者数，件数では集計数値に以下のような開きがある。

	件数	死者数
Aデータ	260	466人
Bデータ	174	399人

Aデータの赤崎村全犠牲者数466人というのは，表-1による457人を9人上回る数値であり，多少の疑問がなくもない。しかし，表-1の調査時既に家が絶えたものもいるなどのこと，Aデータの旧戸主名とBデータの新戸主名の照合にミスがあり，犠牲者の数を二重に計算したなどの誤りを私が犯していることもありうるとすれば，この程度の数値の異動は現段階ではやむを得ない。Bデータがすべてデータに含まれることから，Bデータの史料的信憑性は証明された。但し，既に述べたようにBデータは赤崎村すべての犠牲者の出た家を網羅していないが，その点を措いても，Bデータが戸主の職業，年齢，家族の続柄などが記され，災害から立ち直ろうとする時期の家族のあり様をを示すかけがえのない史料であることには変わりない。そこで，以下にA・Bデータを基に本稿のテーマである災害と家族の実証的分析を行いたい。

3）赤崎村各部落の実際の被災率

表-3はBデータに記されている部落毎の犠牲者と犠牲者を出した家の数，それに基づいた部落毎の被災率である。なお，ここでいう被災率とは死者の多少のみに限定して使用している。当然のことながら，表-3のB／A欄の数値は，表-2のD／B欄の数値，すなわち，部落内死者数／部落内総戸数よりは高い。しかし，この表-3の数値の方が現実の被害像に近い。被災した家毎に死者がどのくらい出たかを表すからである。この表においても依然として合足部落の数値が断然高い。もっとも，表-2の合足部落の被災率と若干数値が異なるのは，この部落には一家6人すべて流され一旦絶家となった家があったからである。その後この家の名跡を継ぐものが立てられ家は再興されたが，この名簿が作成さ

れた時点では，いまだ家が再興されていなかったから，戸数において1戸減であり，犠牲者の数においても減少しているのである。なお，合足部落については家屋移転の問題を中心に後に述べるが，他の部落については聞き採り調査を経ていない現段階では絶家の有無は不明である。ともかくBデータは赤崎村の全ての死者を網羅するものではないにせよ，これによって津波に襲われ，死者の出た家では，平均して3人が亡くなったという凄じい被害を受けたことが判る。

4）職業別にみた犠牲者数

赤崎村全体の職業別構成は不明であるが，Bデータ被災戸174戸（うち2戸は職業欄不記入）の職業別構成は表-4職業別欄の（　）に示した数値である。もっとも，漁業，農業，商業と言っても，この場合それぞれ専業と捉えるべきでないだろう。兼業のうち，どちらに生業の比重が大きいかによる区分と捉えて置きたい。その上で，漁業に被災戸の比重が圧倒的に大きいのは，蓋し当然のことだろう。漁業は沖漁を中心とし，そのほか海湾収穫物として，海苔，鰯，鰹，鮪流，海鼠，鮑が挙げられている。その他焼き塩による製塩業も行っていたが，津波で再起不能の程の打撃を蒙ったとしている<＊4>。工業とは，山奈の調査によれば「造船職工有」とし，「年々有合舟二分通リハ造舟スルナリ」<＊5>と記されているから，舟大工を指すかと思われる。雑業・商業が宿部落のような赤崎村への入口あたる街道筋に集中していることからして，村人相手の日用雑貨を中心とする小商いであろう。生形と合足部落に農業が多いのは，山を背にした立地であり，山林と畑地を中心とする農業が営めるからである。職業別にみた被災戸1戸当りの平均死者数は漁業戸2.8，工業戸2.8，雑業戸3.2，商業戸1.5，農業戸3.7，職業不明戸3.5となり，漁業戸の被災率は農業戸に比べ少ない。これは主に合足部落における農業戸9戸，死者57人という被害によって農業戸全体の被災率が押し上げられた結果である。農業を生業の中心とする人々の家が漁民の海浜の家より山側に立地していたとごく普通に考えれば，この結果はなぜなのか考えてみるべき点を含んでいよう。昭和三陸津波を体験した方々からの聞き採りでは，漁民は職業柄絶えず海の様子に最大の関心を持っているから逸早く海の異常気付き，異常事態にも早く対応できるということであった。昭和の場合とは格段に違う被害をもたらした明治の場合にこうしたことが該当するかどうかは不明であるが，聞き採りで得られた情報のうちから考えられる理由の一つとして挙げて置く。

5）津波前の家族構成

死者が出た家では平均して一家で3人の人が亡くなったということは，赤崎村の将来を危ぶませるほどのものであった。既に触れたように絶家の例も見られた。平均値と言うのは事態を正しく反映させたものでない場合が多いから，先ずAデータ260件のうちの死者の出た家（170戸）について死者の数毎の件数を表-5に示した。一家で5人の犠牲が出る件数が圧倒的に多く，6人～13人までの例は数少ない。例外的に犠牲の多かった8人以上の場合は，8人1戸（合足），9人2戸（清水，合足），10人2戸（永浜，合足），13人1戸（合足）であり，いずれの場合も合足部落では一家のほとんどを津波に奪われている例が多かったことが判る。死者の出た家についてその家の生存者と対応させたものを表-6に作成した。このデータは生存者が記入されているBデータによるものなので，先の表-5より対象件数は少なく，133例である。死者の数は1戸当り5人，生存者の数では1戸当り8人までに集中しており，後は例外的な場合と言うことになる。犠牲者も多数出たが生存者も多数残ったと言うのはそもそも大家族であったということになる。そこで，津波前の家族員数を復元すると，表-7のように

表－3　Bデータに基づく部落別死者数

部落名	死者の出た家 A	死　者　数 B	1戸当りの死者数 B／A
	戸	人	
宿	22	60	2.7
生　形	15	37	2.5
山　口	10	26	2.6
永　浜	21	65	3.1
清　水	9	33	3.7
上蛸浦	17	36	2.1
下　〃	19	45	2.4
長　崎	10	26	2.6
合　足	11	71	6.5
計	134	399	3.0

表－4　部落別被害－職業別死者数

部落名（総戸数）	漁　業	同死者	工　業	同死者	雑　業	同死者	商　業	同死者	農　業	同死者	不　明	同死者	戸数　計	死　者
	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
＊1.	＊2.													
宿　(43)	3(5)	5	3(4)	8	8(8)	24	2(3)	3	5(5)	15	1(1)	5	22(26)	60
生　形(50)	1(3)	3	0(1)	0	1(1)	3	0(1)	0	13(17)	31			15(23)	37
山　口(40)	6(12)	12			3(4)	12					無職 1(1)	2	10(17)	26
永　浜(35)	19(20)	61	1(1)	3					1(1)	1			21(22)	65
清　水(18)	9(13)	33											9(13)	33
上蛸浦(30)	17(22)	36											17(22)	36
下　〃　(34)	15(23)	36			2(2)	6			2(2)	3			19(27)	45
長　崎(44)	10(12)	26											10(12)	26
合　足(13)	2(3)	14							9(9)	57			11(12)	71
計	82(113)	226	4(6)	11	14(15)	45	2(4)	3	30(34)	107	2(2)	7	134(174)	399

＊1.　山奈宗真調査に基づく第2表部落別総戸数
＊2.　業別（　）内数値は，Bデータ中部落名が記されている戸数，太字の数値は死者を出した戸数

表－５　死者数別戸数

１戸当り死者	被 災 戸 数
人	戸
1	52
2	47
3	30
4	14
5	13
6	4
7	4
8	1
9	2
10	2
13	1

表－６　家 別 の 死 者 と 生 存 者

死者 / 生存家族	1 人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	13	計
人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1		3	2				1			1	1	8
2	1	3	1	2	3			1				11
3	4	6	5	2	2		1					20
4	5	2	5	3	1	1	1					18
5	11	6	3	2	2				1			25
6	3	6	5	2								16
7	2	5	2		2	1						12
8	4	2	1	1	1							9
9			2		1	1						4
10			1				1		1	1		4
11	1	1										2
12	2		1									3
15		1										1
計	33	35	28	12	12	3	4	1	2	2	1	133

なる。復元された家族員数は平均にして8人である。この数値は表-2に示した赤崎村人口（C）を総戸数（B）で除した平均家族員数8.1にほぼ合致し，復元された家族規模が妥当であることを示している。

全体を把握するために図－9を示した。実線の津波罹災前家族が津波罹災後点線のラインにまとまり，その家族の規模を縮小させている様子が判る。

6）津波後の「家」の再生

次に生存者がどのようにして，その依り処とする「家」を立て直していったのかを考察したい。ここに，家族ではなく，家庭でもない「家」という概念を用いることについては，多少の説明が必要である。日本の伝統家族に関する研究は，社会学の分野で長年にわたって進められてきた。そこには「家」研究と家族研究の，大きく分けて二つの研究上の系譜がある。前者は「家」を，その祖先によって創始され（創始されたと観念され），先祖祭司を宗教的基盤とし，家産を保持し，家格を担い（家格によって社会的位置を占め），家としての生業，すなわち家業を営み，家名（屋号・家号）によって識別され，一定の規範に従って「家」成員を擁し，「家」の長によって統率され，「家」の系譜的連続と発展（時に「家」の復興と再建）を目標とし，また「家」成員の保護と扶養にあたる社会的制度体と捉える。一方後者は，家族集団の計量的分析を通して家族の構造を解明することに主眼を置く。したがって，家族という集団が，その構成員個々のライフサイクルに応じた集合的変化として捉えられ，その変化の周期の社会的意味の分析が行われる＜＊6＞。本稿の表題を「災害と家族」としたが，ここでの「家族」は，単に一般的に用いたに過ぎず，研究系譜上の「家」研究の立場に立たないことを表明したものではない。むしろ，二度にわたる激甚災害を克服し，家を存続させ，村を復興させたもののうちには，「家」が大きく与っている部分があるのではないかとの予測も立てている。本論ではいまだ実証の途上であり，結論を急ぐべき段階ではないが，本項以降「家」という用語を使用する。それは，被災者集計のような家族に関する計量的被害統計を処理する場合と，個々の家族をその個別の事情に応じて分析して行く場合をここではとりあえず区別して置きたかったからである。本稿の成立に関わる概念を説明する必要上，ここで若干触れることにした。

さて，ここでの行論を進めていくことにしたい。生存者家族の戸主年齢を表-8に示した。戸主の平均年齢は41才である。そのうち，表-8に見るように30才以下の戸主が全体の約2割を占めるが，このうち，20才以下の戸主が15戸ある。これら若い戸主が1割以上存在するということは，この部落の戸主の年齢が40～50才代に最も多いことからしても尋常なことではない。津波による旧戸主の死亡による戸主交代であることは一見して明かである。そうした予測のもとに，Bデータを見れば，戸主交代の事例は26例に及ぶ。このうち，20才以下の新戸主の場合を列記すると表-9のようになる。№1の戸主2才の家は合足部落の古内覚左衛門家である。同家では家族10人が死亡し，2才11ケ月の子供が一人残された。2才の子供が一人で生き延びることは到底不可能である。当然，部落内や親戚の助けがあったはずである。合足部落については，聞き採り調査を踏まえた分析を後述する。№2の3才の戸主の金野巳之作家は宿部落にあり，家族7人が津波に奪われ，3才11ケ月になる孫が一人残された。家は流され，この子供も軽傷を負った。部落や親戚の扶助がなければ，「家」の存続どころか子供の生存自体も危ぶまれる。1家13人が犠牲になった№4の合足部落上野家の例は，赤崎村全体を見渡しても他を抜きんでた人的被害の大きい例である。この家についても後述する。この他生存者が幼い戸主一人となった例は№5の下蛸浦崎山清十朗家である。家屋流失，恐

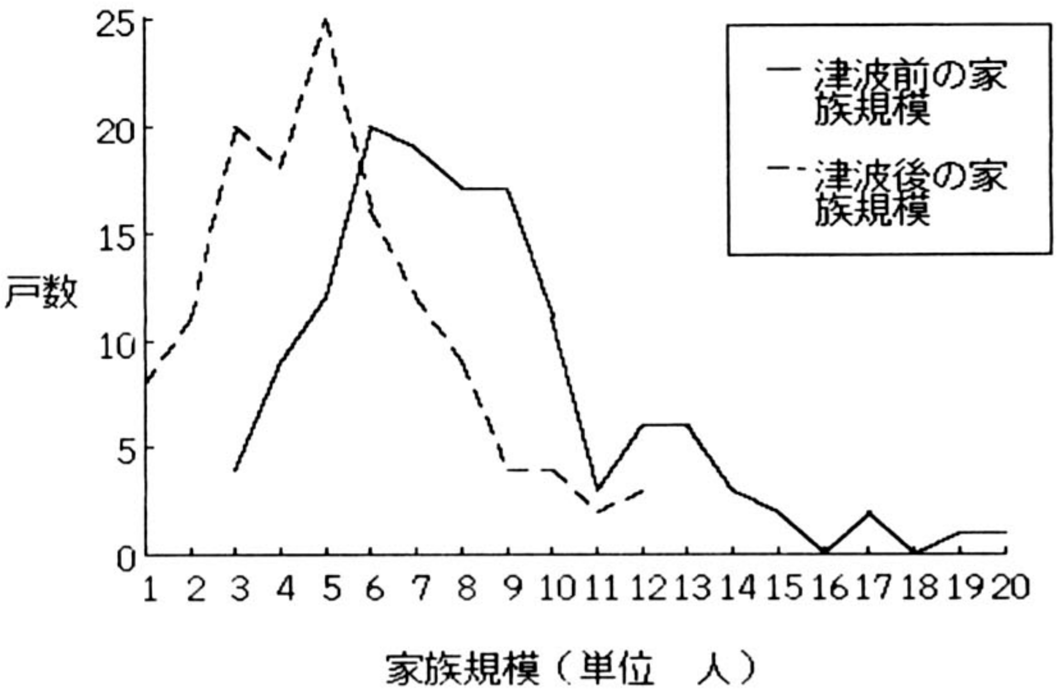

図－9　赤崎村津波前後の家族規模比較

表－7　津波前の家族規模

津波前家族	戸　　数
人	戸
3	4
4	9
5	12
6	20
7	19
8	17
9	17
10	11
11	3
12	6
13	6
14	3
15	2
17	2
19	1
20	1
計	133

表－8　戸主の年令

年令	才 2～5	～10	～15	～20	～30	～40	～50	～60	～74	計
戸数	戸 2	0	7	6	11	32	38	26	11	
	小計				26				107	133

表－9　戸主が交代した家（新戸主20才以下）

No.	旧戸主名	部落名	職業	新戸主名	年令	家族内死亡者			生存者	津波前家族数
					才	人	男	女	人	人
1	古内覚左ヱ門	合足	農	長左ヱ門	2	10	(5)	(5)	1	11
2	金野巳之作	宿	雑	豊之進	3	7	(5)	(2)	1	8
3	三浦与平治	〃	〃	善左ヱ門	11	4	(3)	(1)	3	7
4	上野栄蔵	合足	農	伝蔵	13	13	(7)	(6)	1	14
5	崎山清十郎	下蛸浦	雑	清之進	13	3	(1)	(2)	1	4
6	志田菊治	上〃	漁	菊右ヱ門	13	2	(1)	(1)	3	5
7	石橋伴治郎	山口	雑	五一郎	15	5	(2)	(3)	2	7
8	上野和五郎	合足	農	春吉	15	8	(4)	(4)	2	10
9	千葉賢八	宿	〃	政八	17	3	(1)	(2)	3	6
10	吉田治助	山口	漁	孫八	20	2	(1)	(1)	6	8
11	古内弥右ヱ門	合足	農	亀之助	20	2	(1)	(1)	3	5
12	大畑幸作	長崎	漁	大五郎	20	2	(1)	(1)	4	6
13	鎌田初五郎	下蛸浦	〃	平左ヱ門	20	2	(2)	－	5	7

らくは父母と兄妹一人が津波でなくなった。こうした場合，幼い戸主に「家」継承の意志があるのではなく，これらの「家」を存続させねばならないとする社会の意志，言い換えれば社会的規範が作用した結果と見做さなければならない。この規範が社会的現実に生きて作用するために人々はどのような努力をするのか，そのような努力を支える力は何かを考えることが本稿の目的なのである。

さて，災害で欠損した家族の再構成，「家」の再生には，先ず，家族の再生産に必要な生産年齢に達した，あるいは近い将来生産年齢に達する男女がいなければならない。№12の鎌田初五郎家の場合，生存者名簿に記された内容は，20才の家長，養祖母（72才），養母（33才），縁女（12才），養妹（1才）である。この構成から推測して，夫を失った33才の妻は，新しく夫を迎えるのではなく，20才の男子を養子に取り，家長とし，縁女12才を将来の嫁として予定し，新しい家族を再構築しようとしたと想像される。№7の一家は，家族5人が死亡し，18才の姉と15才の長男が残った。15才の長男が戸主となった。この他，戸主の年齢が20才以下ではないため表-9には表示されていないが，弟が，亡くなった兄の妻と結婚し，残された兄一家（妻，長女，長男）3人と母1人を支えた場合もある。しかし，戸主が若返る事例ばかりではなく，一家6人中3人が犠牲となった家で，前戸主が生存しているにも拘らず負傷したためか，60才になる母親が新戸主となった場合もある。不幸，悲惨，将来の困難を予想させる例はここに挙げるに事欠かない。赤崎村最大の被害を出した合足部落の検討を次章で行った上で，家族の再構築，「家」の再生へのパターンを摘出し，まとめとすることにしたい。

Ⅲ　明治・昭和三陸津波と合足部落

1）合足部落と家屋移転

これまでの分析を通して明らかなように，合足部落は明治三陸津波の際には部落内戸数13戸であった。昭和三陸津波の時は14戸である。家数が13前後に保持されてきた様子であり，「あったり<＝合足>なかったり13戸」といわれてきたこともあながち揶揄ばかりではないようである。この13戸という家数は藩制（仙台藩）以来のことであった。図－10は，旧赤崎村保管文書の中に含まれている村絵図（「合足之図」）である＜＊7＞。文政年間に描かれたとされている＜＊8＞。耕地の保有者，字名，反歩，屋敷地には家の図が略描きされているものである。これによって，藩制時代の家がどこに所在していたかをみるために，家の略図のある部分を中心に摘記した。海浜の塩蔵は住居ではないとすると，家数は13戸である。現在，家数は21戸，98人であるが，ここに至る家数の増加は聞き採りによれば，昭和三陸津波以後12戸，戦前－戦後別家7戸，戦後転入2戸の計21戸になったということである。少なくとも，19世紀～20世紀の四半世紀までは，一世紀以上にわたって13戸という家数が保持されてきた可能性が強い。ここに描かれた13戸の百姓家が現在のどの家の先祖かは，津波で文書や墓石の失われた現在，推定は簡単ではない。図－11は聞き採りによる明治三陸津波前の各家の位置を現在の住宅動態地図の上に落としたものである。図－10と図－11を比較すると，川（＝合足川）が中央を走っていることには変わりない。ただし，県道の敷設に伴う河川改修で川筋は必ずしも一致はしない。ただ動かない目印は，図－10の薬師と図－11の鳥居である。この薬師の由来は，薬師手前の卯之助家（＝古内武志家）に今から250年ほど前薬師を奉じて嫁入りした人があったという。これは薬師を祀れば，縁日が設けられ，嫁の骨休みになろうという実家の親の配慮であったという。その折，屋敷の裏山に祀ったという。現在，縁日は年2回ということである（古内武志氏談）。現在もその社は小高い岩山の上にあり，如来堂と呼ばれ，村の氏神となっている。社

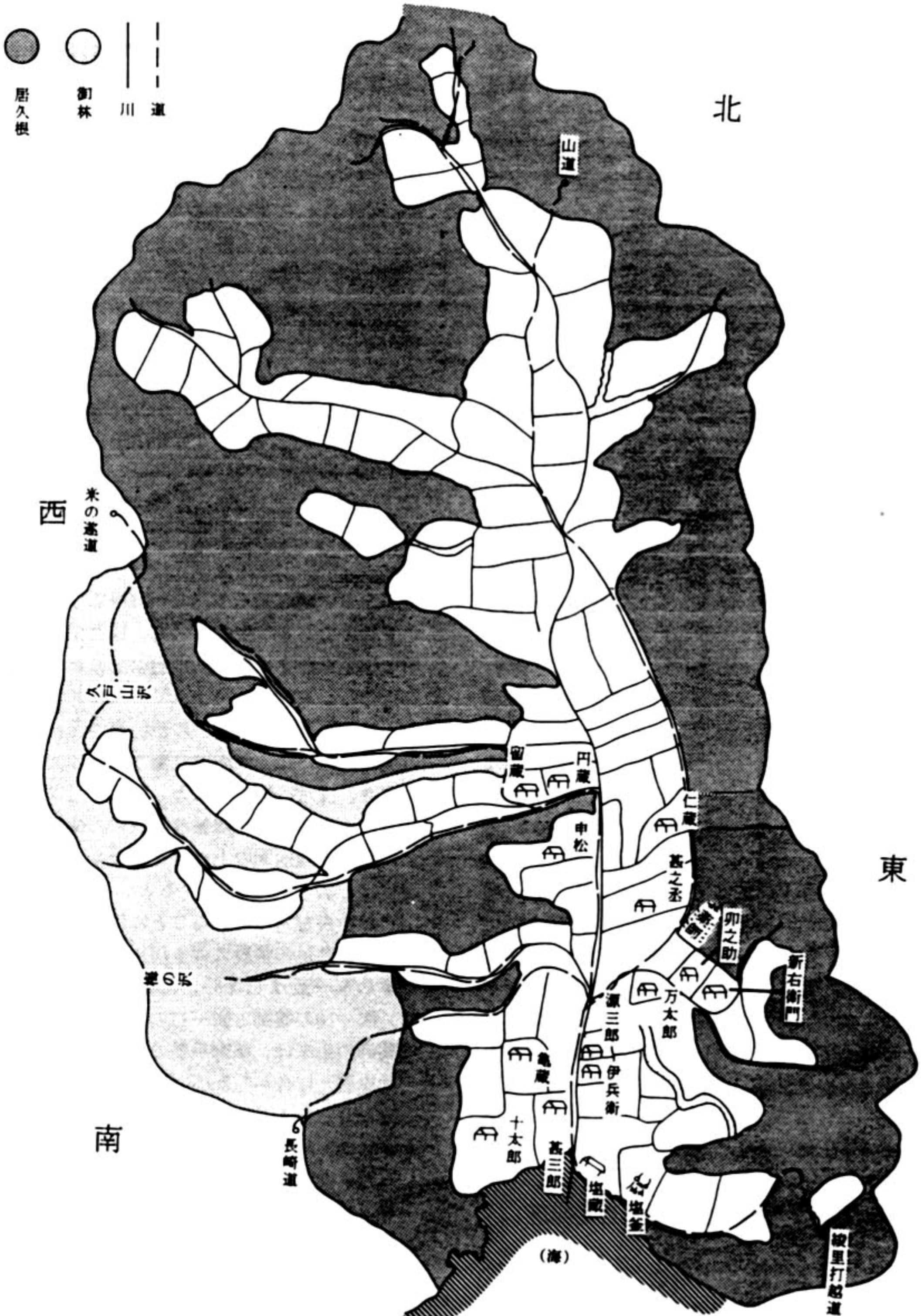

図－10　合足部落図（文政年間）　耕地分布・屋敷位置

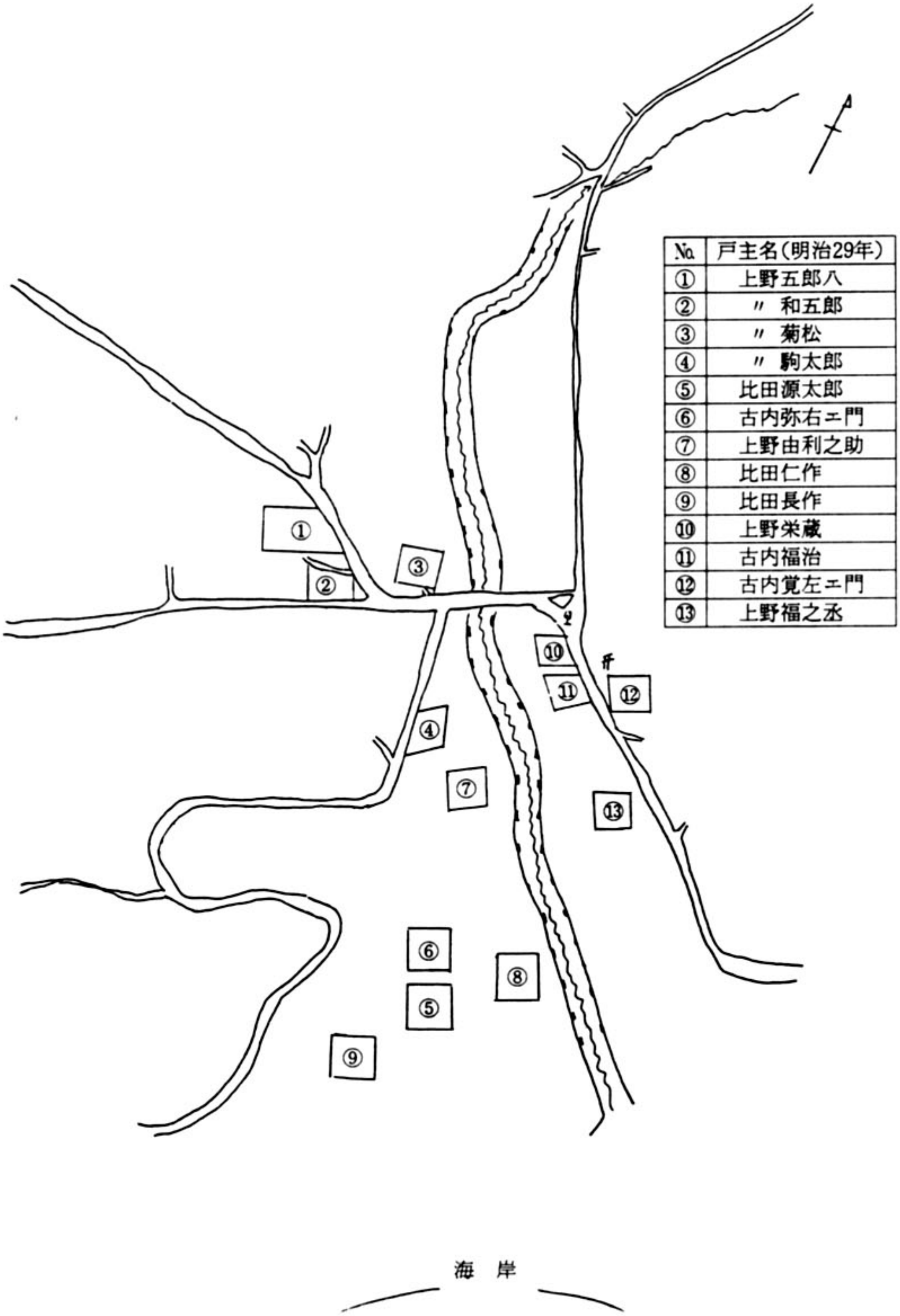

No.	戸主名(明治29年)
①	上野五郎八
②	〃 和五郎
③	〃 菊松
④	〃 駒太郎
⑤	比田源太郎
⑥	古内弥右ェ門
⑦	上野由利之助
⑧	比田仁作
⑨	比田長作
⑩	上野栄蔵
⑪	古内福治
⑫	古内覚左ェ門
⑬	上野福之丞

図－11　明治29年（1896）津波前　合足・各家所在地

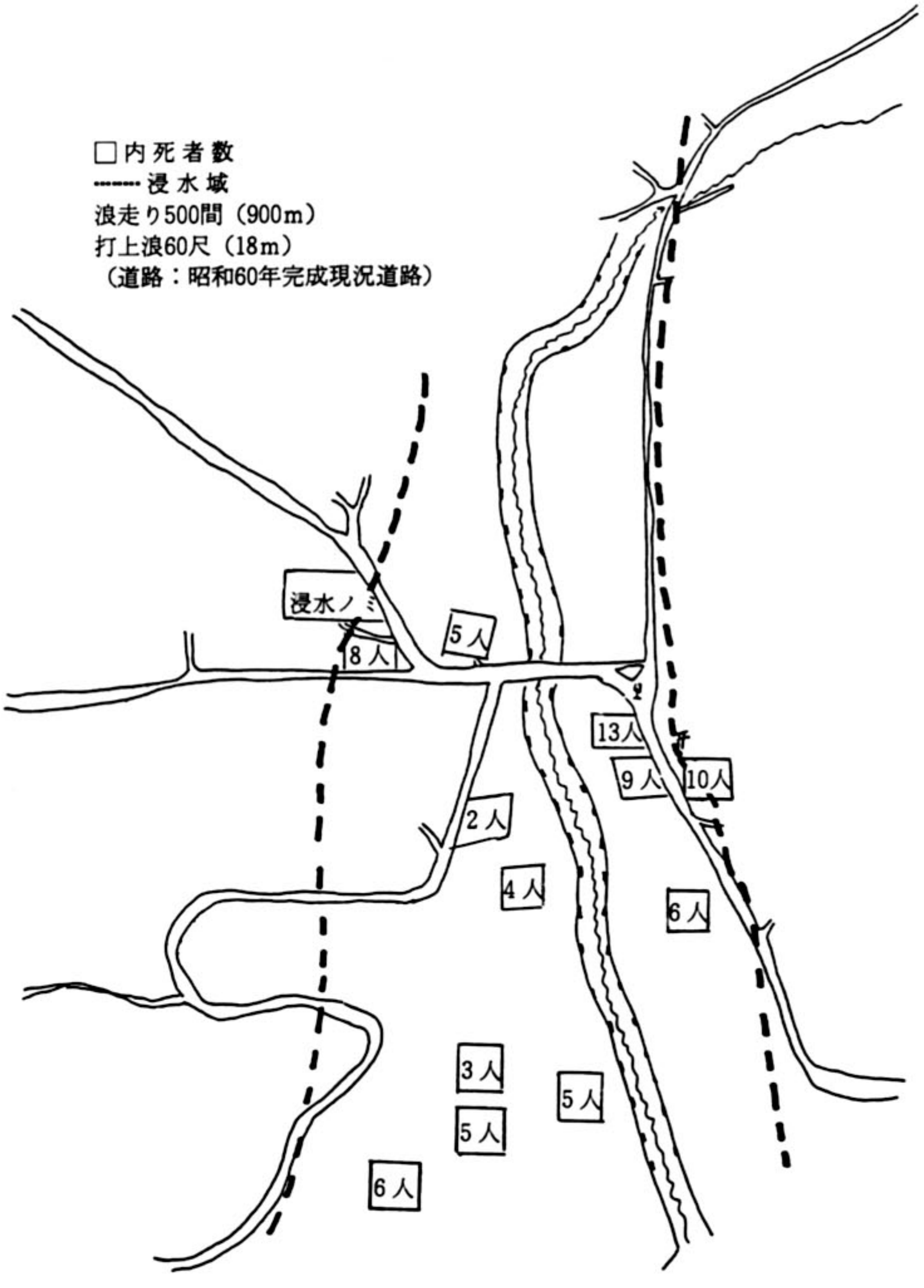

図－12　明治三陸津波　合足部落死者（含行方不明）

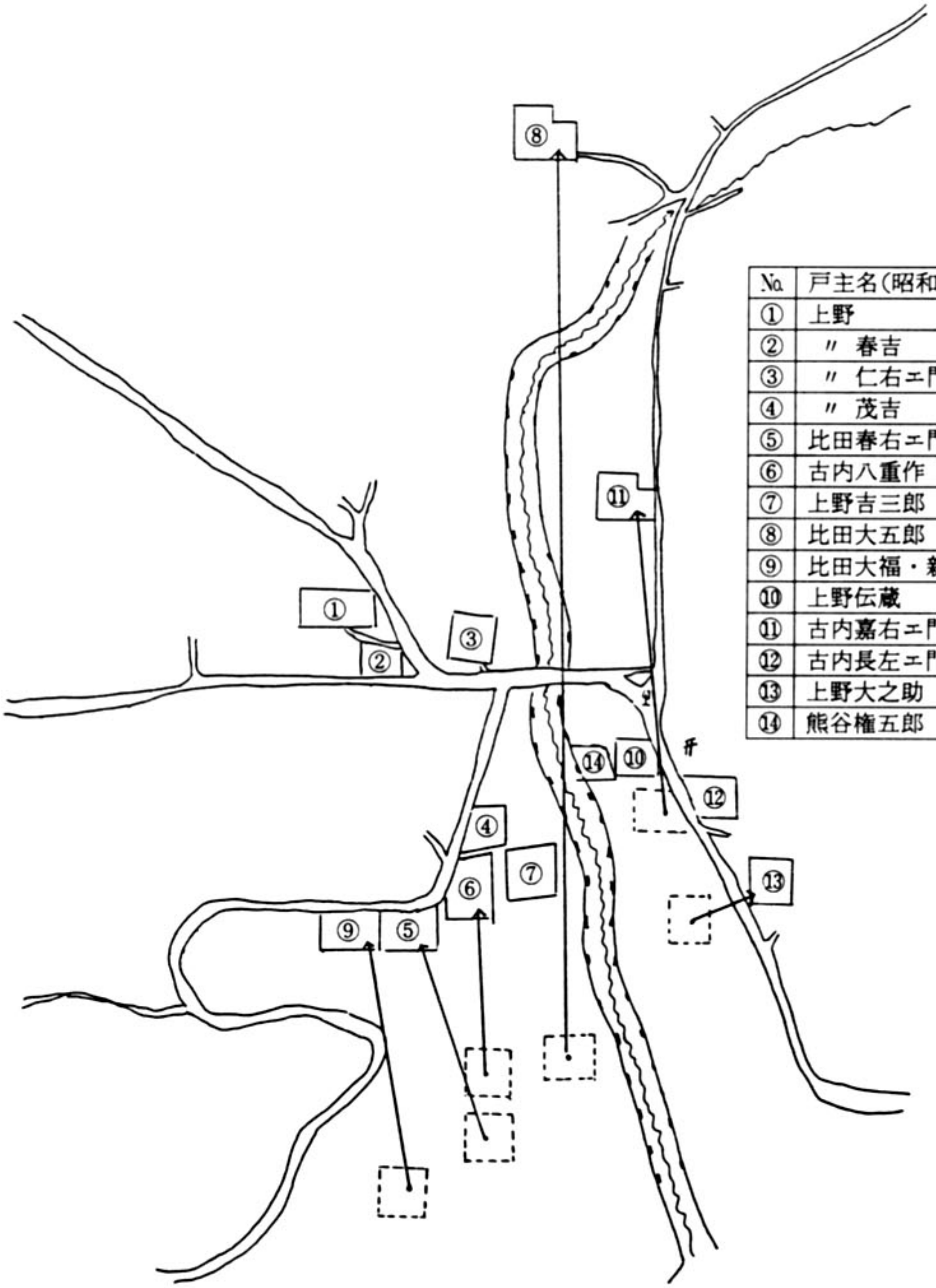

No.	戸主名(昭和8年)
①	上野
②	〃 春吉
③	〃 仁右ヱ門
④	〃 茂吉
⑤	比田春右ヱ門
⑥	古内八重作
⑦	上野吉三郎
⑧	比田大五郎
⑨	比田大福・新之助
⑩	上野伝蔵
⑪	古内嘉右ヱ門
⑫	古内長左ヱ門
⑬	上野大之助
⑭	熊谷権五郎

図－13　昭和8年津波前（1933）　合足・各家所在地
（明治津波後の移転状況）

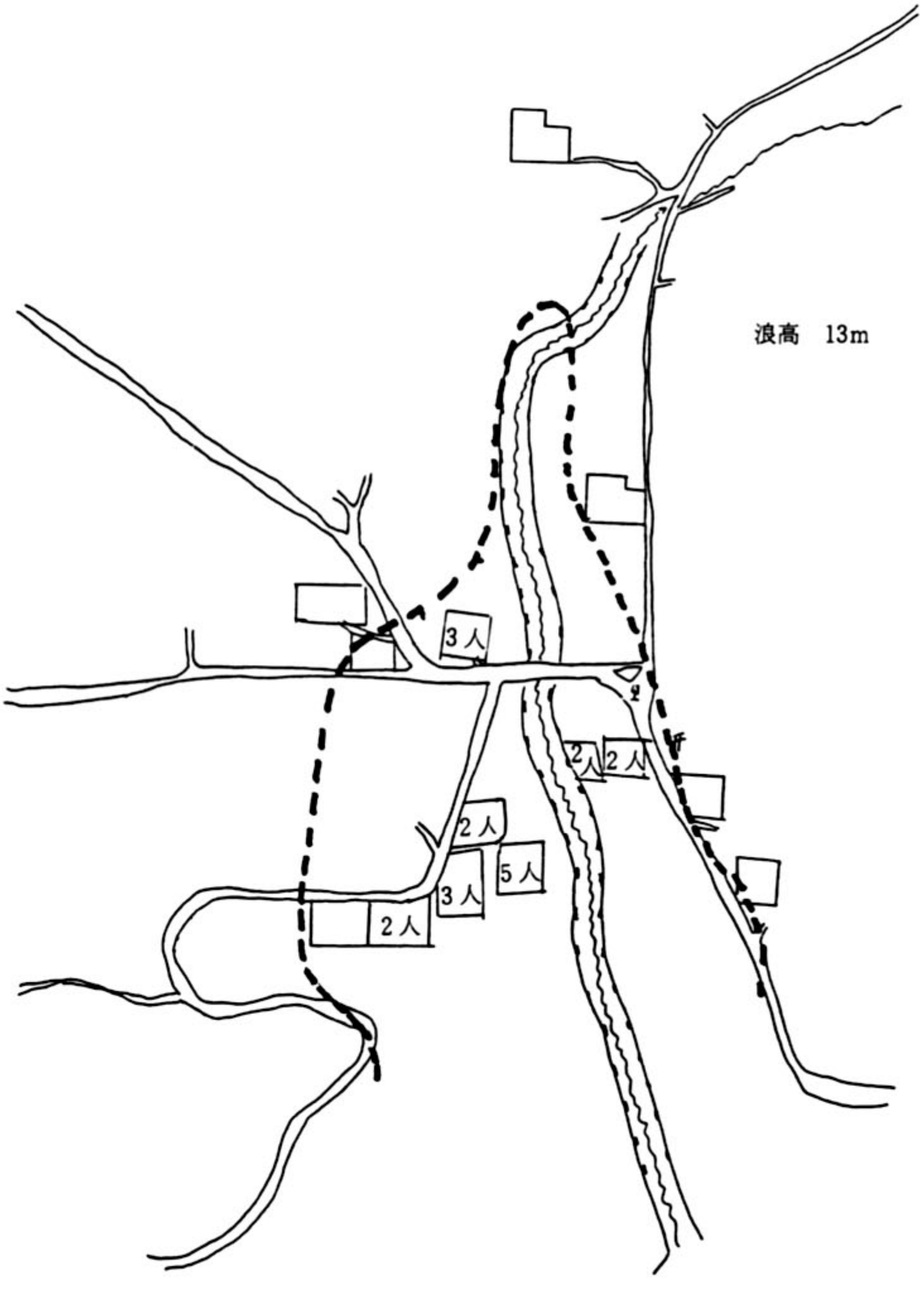

図－14　昭和8年津波　合足・各戸死亡者

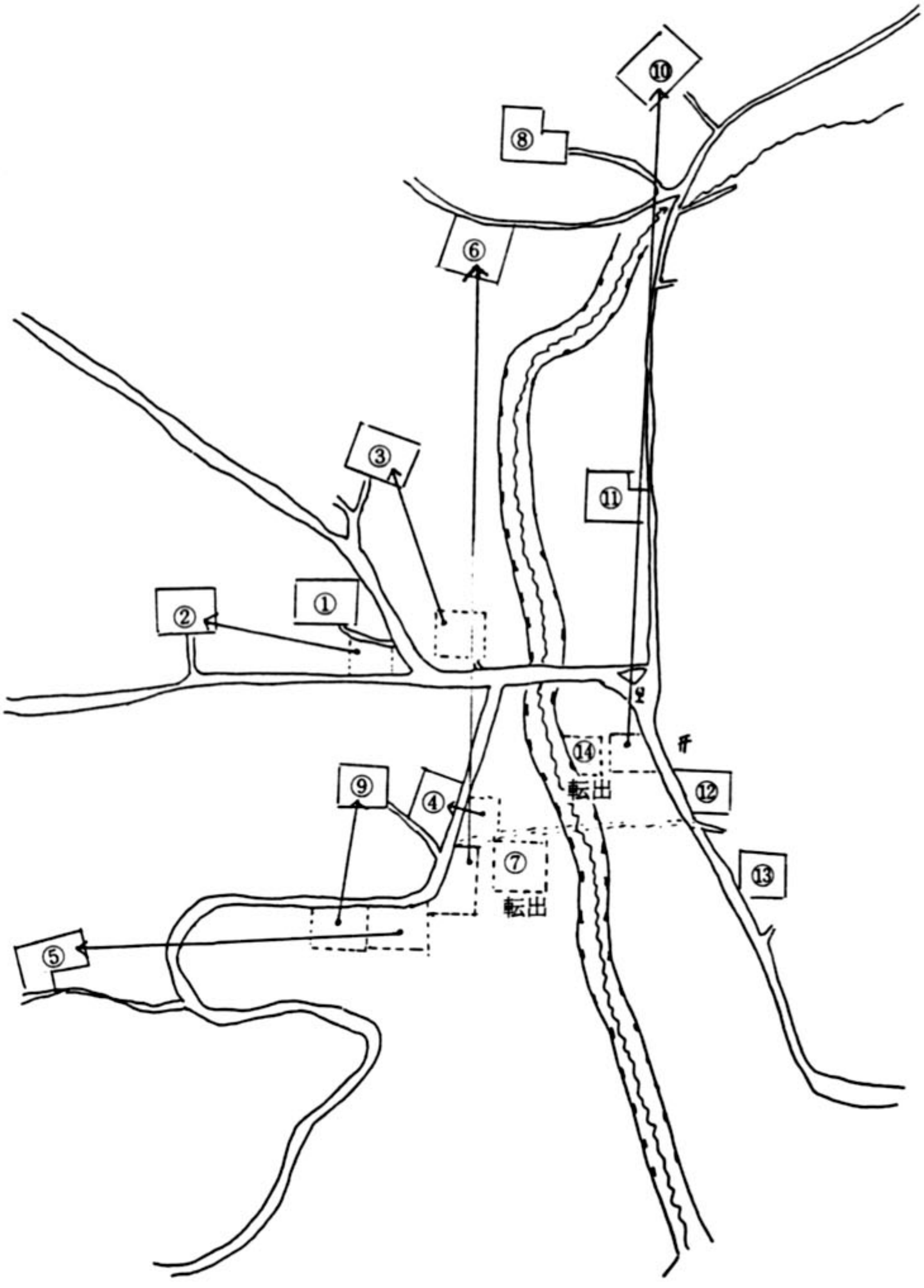

図－15　昭和８年後～昭和９年　家屋移転状況

の中には台座に寛成２年（1790）の銘を持つ12体の法体，文政12年（1829）奉納の千石船の絵馬などがある。本尊は秘仏である。明治の津波の時にはこの如来堂の床下まで水に浸かったという。なお，同家は，「赤崎村史料」によれば，「寛永御竿答」に「合足屋敷　助十郎」と出でくる家に比定されている＜＊８＞。さて，図－10と図－11を照合して比定できているのは，次の各家である。

第11図		第10図
№１	上野五郎七－－－	新右衛門（明治26年屋敷移転）
№５	比田源太郎－－－	源三郎
№６	古内弥右衛門－－	甚之丞
№８	比田仁作－－－－	甚三郎
№９	比田長作－－－－	十太郎
№10	上野栄蔵－－－－	仁蔵
№11	古内福治－－－－	万太郎
№12	古内覚左衛門－－	卯之助

この結果からすれば，家の分布は文政期と明治29年頃で大きくは変わっていないといえる。

図－12はこれら各家の明治三陸津波の犠牲者数を□内に入れたものである。点線は浪入りの範囲を示す。図－10と比較すれば，この部落を挟む東西の山際一杯に浪が押し寄せたことが判る。№１の上野五郎七家は家が流されたものの部落で唯一犠牲者の出なかった家である。この被害の後，図－13に見るような屋敷移転が行われた。海岸に近い№５，№６，№８，№９の各戸が移転した。図－14は，昭和三陸津波での各戸の犠牲者である。明治の津波で移転した家ですら再び罹災したことがわかる。明治期と昭和期では押し寄せた浪の方向，水勢も違い，幸いにも明治期ほどの壊滅的打撃は受けなかった。しかし，この部落からは20人の犠牲者を出し，また，他へ転出した家も２軒ある。昭和三陸津波の後，この部落では，各戸の本格的移転が行われ，図－15のような位置に落ち着いた。しかし，他の地区にみられるような集団移転はなく，それぞれ自分の耕地に移転したということである。戦後転入した家を含め，県道から海寄りには家を建てないということは守られているということである。

２）合足部落と「家」の再生

既に前章で他の部落と比べても，この合足の人的被害がいかに大きいものであったかは見てきた。明治三陸津波を直接体験した方から話をを伺うことはもはや叶わなかったが，昭和三陸津波をこの部落で体験した方は多く居られた。そうした方々から，各家での両津浪の犠牲者の名を伺い，また，大船渡博物館蔵の旧赤崎村津波関係文書とも照合させつつ，現在判明した限りでの「家」のかつての成員を各家毎に図に示した。

＊№６古内弥右衛門家－－図－16

同家は明治の津波で当主を含め３人，昭和津波で４人の犠牲者を出した。稔氏の話によれば，祖父亀之助は，流される途中で木に引掛り，一週間は生き長らえたという。姉のフタミは家の周りの杉の風囲いを抜ける間に浪にさらわれた。スワばっぱ（スワばあさん）は稔氏の弟を背負って，「命はテンデンだ！」といって逃げたということである。

＊№12　古内覚左衛門家－－図－18

同家は明治の津波で10人の犠牲者を出したが，昭和の場合は床下浸水で済んだ。明治の津波では覚左衛門，善左衛門と祖父・父の他８人の家族を失い，一人残された２才の孫長左衛門が家を継いだ。しかし当然後見人が必要となる。長左衛門は蛸浦の叔母の家で５才になるまで養育され，その後，叔父の喜左衛門一家５人が同家に同居して，長左衛門が18才となり結婚するまで，後見人の役を務めたという。武志氏からの聞き採りによれば，氏は昭和の津波は２才の時体験しているわけで

あるが，記憶にはないという。しかし，父長左衛門が，1985年92才で亡くなるまで，毎晩のように津波後の「家」の再興についての苦労を語るのを聞いたということである。

＊No.11　古内福治家――図－17

同家は明治三陸津波で９人の犠牲者（男４人，女５人）を出した。当時の当主福治は亡くなったが，旧節句で長男の嘉右衛門一家が妻の実家（？）に夫婦と子供２人で出かけていたためたまたま死を免れたという。前出のＢデータによれば，四男六左衛門も助かっている。犠牲者９人の名を福治氏より伺う機会を逸した。

＊No.10　上野栄蔵家――図－20

同家は，明治の津波で13人，昭和の津波で２人の犠牲者を出した。明治の時は当主栄蔵の甥にあたる13才の伝蔵が縁日のため薬師堂に遊びに出かけていて，14人家族の内ただ一人助かった。栄之丞氏より伺った犠牲者13人の名，生年月日を図－20に示した。同家の家族規模の大きさは兄弟家族同居の結果であるが，当時は農村ではこうした拡大家族が一般的であり，それがため一家多数の犠牲者を出す結果ともなった。なお，幼い伝蔵には，上野菊松家の長男徳松（43才）が後見人となった。

＊No.９　比田長作家――図－19

明治の津波では家族７人（一説では６人）が亡くなった。昭和の津波では犠牲者は出なかった。明治の時は当主比田長作（49才），二男留蔵（９才），甥大福（31才）の男ばかり３人が残った。津波後当主の甥である大福が家を継ぎ，二男留蔵は家を出，蛸浦へ行き他家の人となった。

＊No.２上野和五郎家

同家は明治の津波では当主和五郎氏をはじめ，８人（男４人，女４人）が亡くなり，長男春吉15才と甥の徳右衛門８才の２人が残された。和吉氏の話によれば，昭和の津波では家は流れたが，人は死ななかったということである。

＊No.５比田源太郎家――図－21

同家は，コマヨ氏の話では，明治の津波で比田サツ一人が残り，一家７人亡くなったので，源三郎－源太郎の家系は絶えたという。そこで，妻と子供を失い独り身となった下蛸浦の東徳五郎を婿に迎え，再婚した。しかし，不運なことに昭和の津波でサツ・徳五郎夫妻は亡くなっている。コマヨ氏が小学校５年の時だという。同家の仏前では，比田源太郎家の亡くなくなった７人と東徳五郎家の家族２人の二家の霊を併せ，供養するという。

＊No.13　上野福之丞家

同家は明治の津波で一家６人がすべて亡くなり，家が絶えた。しかし，No.７上野由利之助家の弟大之助（26才）がその名跡を継ぎ「家」が再興された。

まとめにかえて

以上，「家」再生への道筋を，合足部落の事例において具体的に見てきた。これらの事例から，災害で「家」の成員たる家族を大半失うという困難に直面して採られた方法として次のような分類が可能であろう。

Ａ：直系家成員による相続が可能な場合（No.２，No.６，No.11，No.12）

Ｂ：傍系親族（甥）による相続の場合（No.９，No.10）

Ｃ：再婚・養子取りによる家族の再編制（Ⅱ－６）参照）

Ｄ：二家系の合家（No.５――合家に近いと判断したが，もちろん比田姓を名乗り財産を継ぐ以上，比田家への養子入りともいえる）

Ｅ：絶家－再興（No.13）

F：転出（合足部落では検出されないが，他の部落では見られる）

G：絶家（同上）

本稿は，明治三陸津波の場合を中心とした事例研究の域に留まるものである。そのため，本稿の依って立つ概念規定，「家」と家族についても結論を出していない。否，出せなかったという方が正しい。昭和三陸津波についての研究を踏まえなければ，結論を持つことができないという現状にある。合足以外の部落の聞き採りを踏まえれば，更に，当時の三陸農漁村の実態に即した「家」の再生へのイメージも出てこよう。昭和三陸津波という試練を迎え，それをどのように克服して行くのか，引き続いての考察を踏まえた上で，結論を出したい。（1992，2，6）

<注>

<＊1>　河田恵昭「比較災害論序説」『京都大学防災研究所年報』（№34，1991）

<＊2>　山奈宗真「大海嘯取調書」『東北大学工学部津波防災実験所研究報告』№5，（1988）

<＊3>　この史料は現在大船渡市立博物館に所蔵されている。
「昭和8年三陸大津波関係赤崎村役場文書」（付，明治29年津波史料）と題する目録が当時大船渡市立博物館学芸員であった佐藤悦郎氏によって作成されており，この目録によりつつ，今回文書を利用させていただくことができた。
文書の閲覧に際しては，同博物館学芸員金野良一氏にご助力いただいた。

<＊4>　「赤崎村史料」（1919刊，1973復刊）によれば，明治43年塩釜場は廃止された。

<＊5>　山奈宗真　前掲書，p. 90

<＊6>　有賀喜左衛門『日本の家族』（至文堂，1965），小山隆「家族形態の周期的変化」（喜多野清一，岡田謙編『家――その構造分析』（創文社，1959）

<＊7>　旧赤崎村絵図13葉（現在は軸装に仕立て直されている）があり，現在三浦千花野氏（赤崎町大洞）によって保管されている。今回，同地区の金野氏の立会いの許に閲覧，写真撮影をさせていただいた。

<＊8>　前掲「赤崎村史料」p. 47，『大船渡市史』第3巻　資料編Ⅱ（1979），p. 5

聞き採り調査は，1991年7月～12月にかけて行った。故人の敬称は略させていただいた。聞き採り調査にご協力下さった合足部落の方々，また貴重な資料を快く閲覧させて下さった赤崎町大洞　三浦千花野氏，金野氏，及び大船渡市立博物館の諸氏に感謝する。

1990年以来，津波調査にご協力下さった大船渡市役所総務課の諸氏に感謝する。

<付記>

本稿は，東北大学首藤伸夫教授を代表者とする重点領域研究「自然災害」の『災害多発地帯の「災害文化」に関する研究』の成果の一部である。

研究代表者である首藤伸夫教授，及び本研究への参加を呼びかけてくださった東京大学新聞研究所の広井脩助教授，また，研究会での討議を通じて御教示くださった諸氏に，記して感謝する。

図－16　No.⑥　古内弥右エ門家（稔氏より聞き採り）

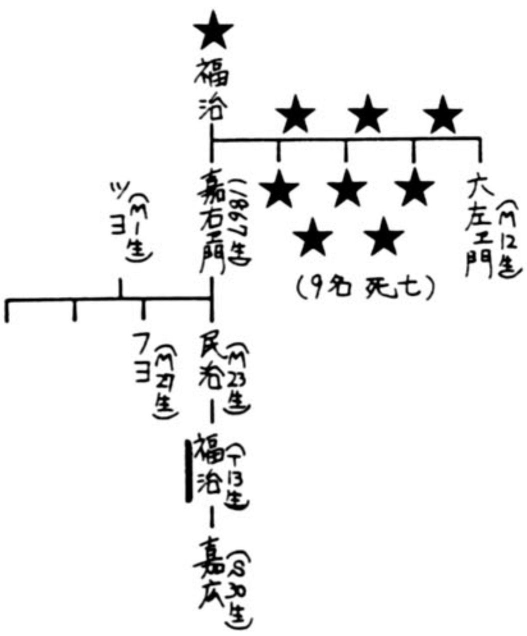

図－17　No.⑪　古内福治家（福治氏より聞き採り）

★　明治三陸津浪の死亡者
☆　昭和三陸津浪の死亡者
｜　印は話者

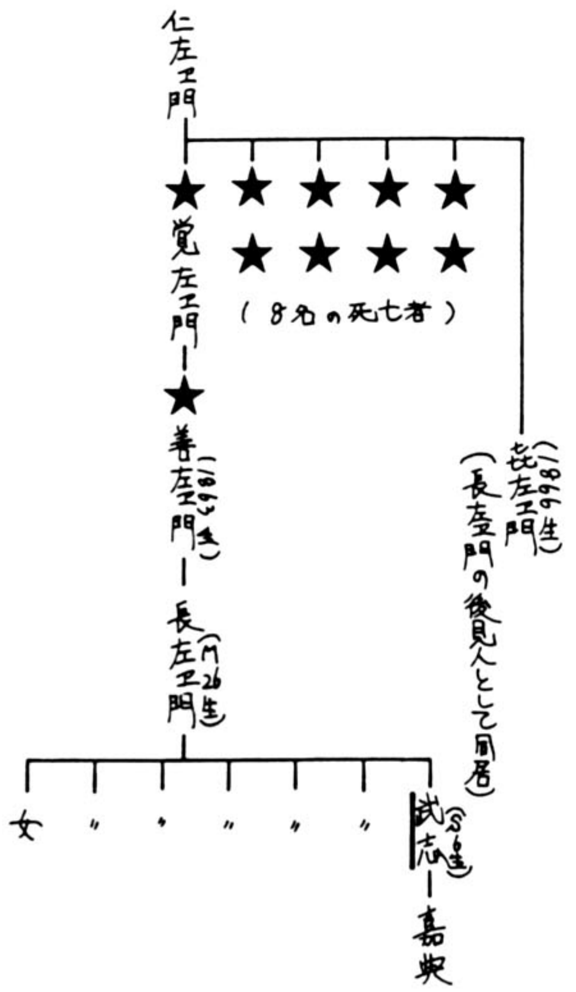

図－18　No.⑫　古内覚左ェ門家（武志氏より聞き採り）

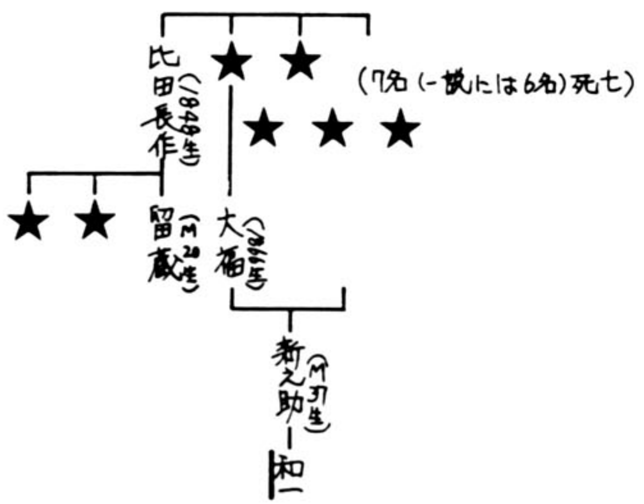

図－19　No.⑨　比田長作家（和一氏より聞き採り）

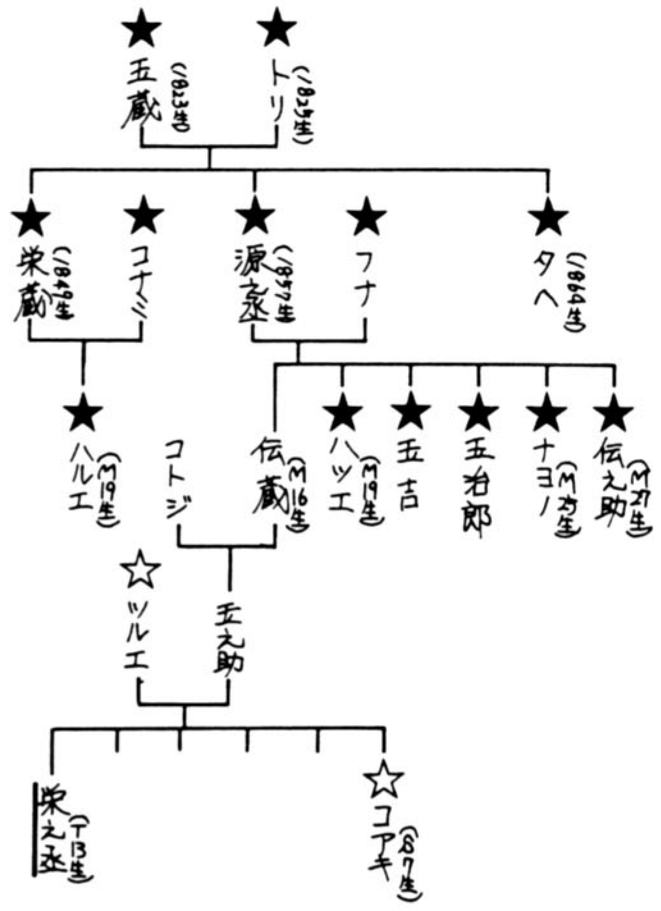

図−20　No.⑩　上野栄蔵家（栄之丞氏より聞き採り）

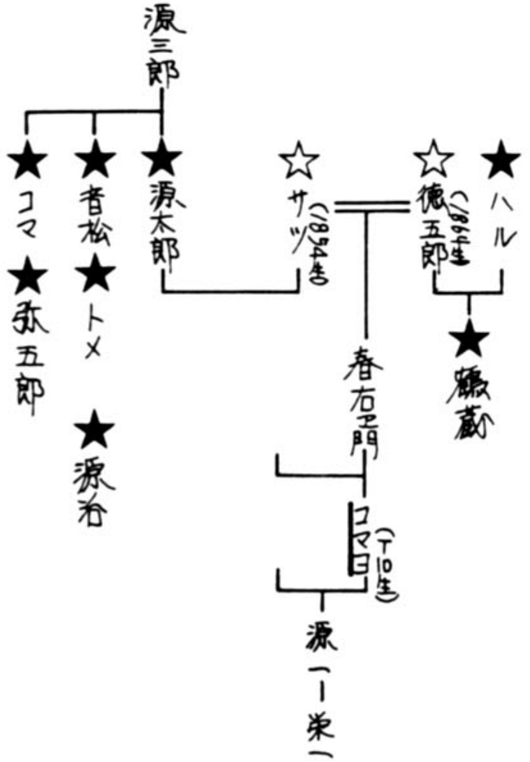

図−21　No.⑤　比田源太郎家（コマヨ氏より聞き採り）